

質問回答書

(業務名称) 「ウクライナ国公共放送組織体制強化プロジェクト フェーズ2向け機材(中継車)」

(公告/公示日: 2023年9月6日/公告番号: 23a00397) について、以下のとおり回答いたします。

2023年9月27日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	入札説明書P.2	(2) 積極的資格制限	「輸出実績を有するもの」の意味をご教示いただけますでしょうか。 「中継車」を輸出したことがある といった意味合いとなりますでしょうか。カメラマンが国外で撮影をする場合、カメラなどの機材を関税を通して国外に出しますが、そういった内容は含まれますでしょうか。	入札説明書に記載の「輸出実績を有すること」の記載は削除とします。 本件は輸送業務を機構で手配いたしますので、本件受注者にて輸出手続きを行いません。したがって、輸出実績は不要とします。一方で、入札説明書P5~6の18, 19の項のとおり、危険品等に関する書類の提出、安全保障輸出管理規制への対応は本件受注者に行っていただきますので、その点ご注意ください。
2	P.1	3. 競争入札に関する事項 (1) 取引条件	「出荷国倉庫指定渡し」と書いてありますが、指定倉庫の住所をご教示願います。	受注者手配倉庫での引渡しを想定しております。従いまして、出荷国倉庫は契約締結時に契約相手方から幣機構へいただく情報となります。
3	P.1	3. 競争入札に関する事項 (5) 業務完了期限	本契約の取引条件は「出荷国倉庫指定渡し」と書いてあります。一方、業務完了期限は2024年12月6日になっています。業務完了期限とは具体的にどの時点を指しているのでしょうか? 上記1の出荷国倉庫に引き渡した時点で業務は完了するものとの理解で正しいでしょうか?	今回の業務完了期限は、技師派遣業務を契約に追加して実施した場合の業務完了期限を想定して記載しています。本件では技師派遣業務は参考見積対象となっておりますので、この期限までに技師派遣業務を実施することを想定し、参考見積額を算出いただければと存じます。
4	P.4	13. 入札方法等 (3)	「本件は国内取引であり、契約金額は課税対象」と書いてありますが、出荷国の(例えば出荷国がドイツであればドイツの)消費税を含めた形で応札すればいいのでしょうか?	参考銘柄は第三国メーカー製品ですが、質問として本邦メーカー製品のご提案があった場合、日本国内での取引となり、課税対象となります。したがって、「本件は国内取引であり、契約金額は課税対象」と記載しました。 しかし、今般のご質問にて代替銘柄のご提案がございましたので、本件は参考銘柄通りの調達、つまり第三国調達案件となり、国外での機材の引渡しとなりますので、消費税課税対象外(不課税)となります。入札額には消費税を含めないでください。
5	P.121	機材調達契約約款 第8条、支払	受注者への支払い時期は「契約物品の引き渡し完了した時」と記載されております。一方、機材仕様明細書 総則 0.5の「仕向地納入前検査」には「機材を仕向地まで輸送した後、仕向地納入前検査を実施し、立会検査員が立会検査記録を作成、発注者へ提出すること。提出された立会検査記録の内容を検査し、発注者は受注者へ検査結果を通知する。合格となった場合、受注者は機材費及び梱包・輸送費の9割を発注者に請求できる」と記載されています。本件の取引条件は「出荷国倉庫指定場所渡し」となっているため、出荷国で契約物品を引き渡し、請求書を提出後、30日間以内に契約金額の100%を受領できる、上記で言う仕向地とは出荷国指定倉庫を指すものであり、ウクライナ国リビウ市のことではない、輸送費とは出荷国指定倉庫までの輸送費と理解しておりますが、その理解で正しいでしょうか?	本件の取引条件は、「出荷国指定場所渡し」となりますので、受注者指定の引渡場所にて機材の検査を実施、引渡となります。従いまして、機材仕様明細書総則0.5の記載を「機材を仕向地まで輸送した後、仕向地納入前検査を実施し、立会検査員が立会検査記録を作成、発注者へ提出すること。提出された立会検査記録の内容を検査し、発注者は受注者へ検査結果を通知する。合格となった場合、受注者は機材費及び梱包・輸送費の9割を発注者に請求できる」と訂正します。 仕向地は出荷国指定倉庫とします。輸送費ですが、受注者指定倉庫が機材製造場所(倉庫/工場)とは異なる場合は発生すると推察しますが、機材製造場所での引渡を想定しており、費用として想定しておりません。
6	P.121	機材調達契約約款 第8条、支払	受注者が支払いを受領するために発注者に提出する書類は請求書及び上記立会検査記録のみだと理解しておりますが、その理解で正しいでしょうか? それ以外の提出書類がある場合、ご教示願います。	質問1への回答のとおり、輸出に必要な危険品や輸出規制に対応するための書類等のご提出をお願いしております。お支払いの前段階としては、立会検査を実施、立会検査記録をご提出頂いたのち、幣機構から検査結果通知を発送しますので、検査合格後、受注者は支払い請求が可能となります。

7	P.117	第6条（前払金）	本案件は前払金適用の対象案件に該当すると理解しておりますが、正しいでしょうか。	前払金適用可能な案件となります。前払いをご希望の場合は、落札後、契約締結までに契約担当者にご相談ください。また、銀行による保証書のご提出が必要となります。
8	P.115	機材調達契約書 5. 引渡場所	引き渡し場所は「国際協力機構が契約する輸送業者の倉庫」となっておりますが、出荷場所（例：メーカー倉庫）から指定倉庫までの出荷国国内輸送は貴構契約輸送業者様の所掌と理解してよろしいでしょうか。 もし契約業者手配の場合、具体的な場所が不明ですので、どのような条件にてお見積もりする必要があるでしょうか。	回答5のとおり、引渡しは機材製造場所を想定しております。常機構手配の輸送業者は機材の引渡場所から、リビウまでの輸送を所掌します。機材製造場所以外を引渡場所として機材を移動させる場合に発生する輸送費は受注者の負担とします。
9	P.115	機材調達契約書	技師派遣業務については、参考見積もり提出のみとなっておりますが、機材調達契約に含むか含まないかの判断は契約締結～契約期間中となるでしょうか。また、その時点の状況に応じて、技術者派遣が安全上の理由等で困難なことも想定されますが、その際にご相談可能と理解しておりますが、宜しいでしょうか。	技師派遣業務を契約に含むか否かは、機材調達契約後に判断いたします。また、ご理解のとおり、業務実施前に現地の安全状況を確認し、必要に応じて実際の業務実施について再度検討させていただきます。